

国保運営方針(概要)について

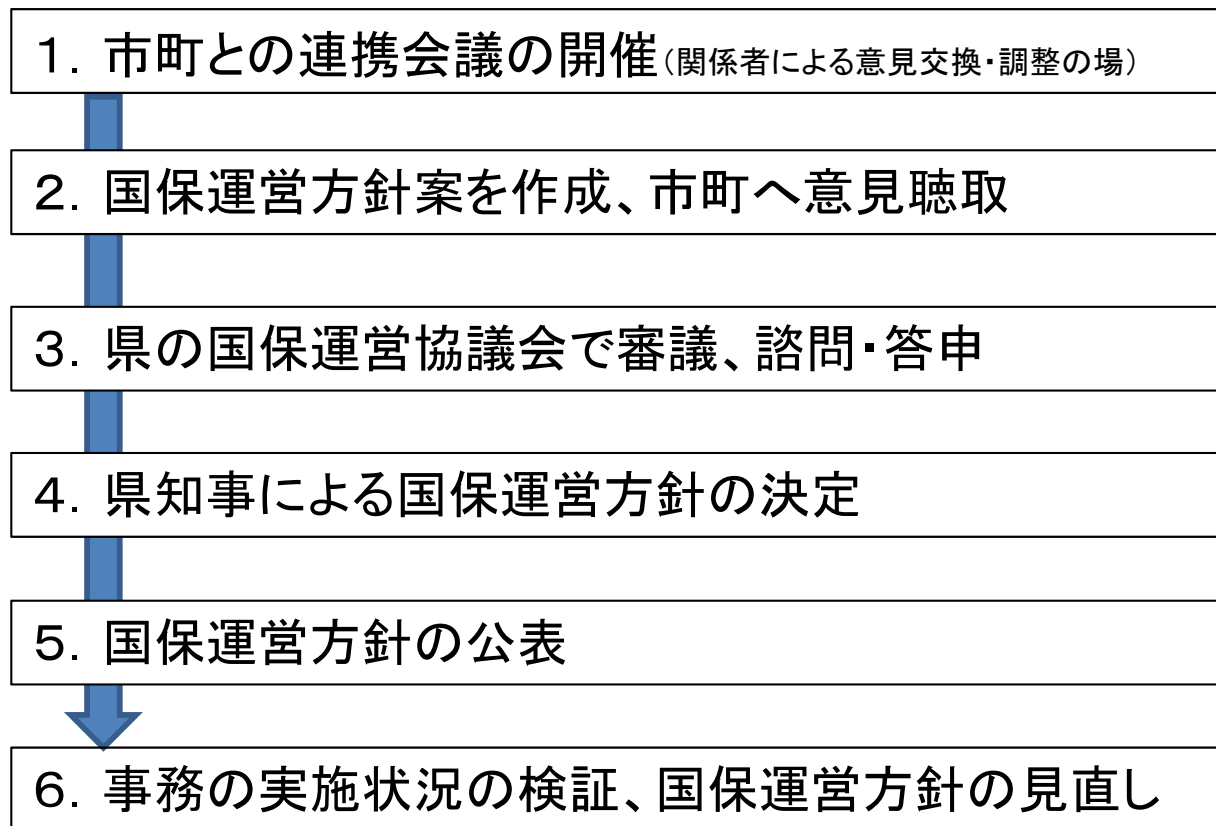
国保運営方針の位置付け

○ 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。

(根拠：改正後国民健康保険法第82条の2)

※ 国保運営方針は、都道府県とその県内市町村が一体となり、各々の立場から役割分担しつつ、かつ、保険者としての事務を共通認識の下で実施する体制を確保するために策定するもの

国保運営方針策定の手順



国保運営方針の基本的事項と主な記載事項

基本的事項

方針の名称	佐賀県国民健康保険運営方針
方針の対象期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間 (理由) 医療計画や介護保険事業支援計画の改定周期等に合わせたもの

■ 主な記載事項

〈必須事項〉

- (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- (2) 市町における保険税の標準的な算定方法に関する事項
 - ・標準的な保険税の算定方式、市町規模別の標準的な収納率 等
- (3) 市町における保険税の徴収の適正な実施に関する事項
 - ・複数の自治体による滞納整理事務の共同実施、収納担当職員に対する研修会の共同実施 等
- (4) 市町における保険給付の適正な実施に関する事項
 - ・海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施、保険医療機関による大規模な不正請求が発覚した場合における不正利得の回収に関する事項 等

〈任意項目〉

- (5) 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
 - ・後発医薬品の使用促進に関する事項、医療費通知の共同実施 等
- (6) 市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
- (8) 上記(2)～(7)に掲げる事項の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項

(1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

(医療費の動向と将来の見通し)

- 県全体の国民健康保険における医療費の動向や、市町ごとの保険税水準、財政状況の現況などのほか、将来の国民健康保険財政の見通しについても記載する。

※ 医療費適正化計画においては、現在、第三期医療費適正化基本方針の策定に向けて、医療費の推計方法の見直しを検討中であり、国保運営方針においてその推計方法を参考とすることも考えられる。

(財政収支の改善に係る基本的な考え方)

- 国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険特別会計の収支が均衡していることが重要。
- 国民健康保険特別会計において、解消又は削減すべき対象としての法定外の一般会計繰り入れとは、法定外の一般会計繰入のうち①決算補填等を目的としたものを指すものであり、②保健事業に係る費用についての繰入れなどの決算補填等目的以外のものは、必ずしも解消・削減すべきとまでは言えないものである。

(赤字解消・削減の取組、目標年次等)

- 決算補填等を目的とする一般会計繰入や前年度繰上充用について、収納率の向上や医療費適正化の取組にあわせ、計画的・段階的な解消が図られるよう、実効性のある取組を定めること。
- 赤字市町については、赤字についての要因分析、必要な対策の整理を行うこと。これを踏まえ、県は、市町ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定めること。

※ 赤字解消・削減の取組や目標年次は、新制度の納付金、標準保険税率、公費等を勘案し、平成30年度から設定することが望ましい。

※ また、赤字の解消又は削減は、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましいが、単年度での赤字の解消が困難な場合は、例えば、5年度以内の計画を策定し、段階的に赤字を削減し、できる限り赤字を解消するよう努めるものとするなど、市町の実態を踏まえて、その目標を定めること。

国保運営方針の主な記載事項(1)～(2)

(1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し(続き)

(財政安定化基金の運用)

○ 国保運営方針においても、財政安定化基金の運用ルールの基本的な考え方を定めること。

※ 具体的には、以下の事項などを定めることが考えられる。

- ・ 財政安定化基金の交付を行うに当たっては、市町の収納意欲低下を招くことがないよう「特別な事情」がある場合に限定されておりこの「特別な事情」の基本的な考え方
- ・ 交付を行う場合の交付額の考え方(法:1/2以内)
- ・ 交付を行った場合には、国、県及び市町が3分の1ずつを補填することとされており、このうちの市町が行う補填の考え方(交付を受けた市町が負担、もしくは、すべての市町で負担)
- ・ 新制度への移行の伴う保険税の激変緩和措置での活用の考え方(平成35年度までの特例)

(2) 市町における保険税の標準的な算定方法に関する事項

(標準的な保険税算定方式)

○ 年齢構成の差異の調整後の医療費水準が同じ市町であれば、同じ応益割保険税の標準保険税率となることを基本に、各市町の実態も踏まえて、市町における標準的な保険税算定方式を定めること。

※ 具体的には、

- ・ 標準的な保険税算定方式について、2方式、3方式又は4方式のいずれの方式を採るか
- ・ 標準的な保険税の応益割と応能割の割合、及び、所得割と資産割、均等割と平等割の割合をそれぞれどの程度にするか
- ・ 標準保険税率の算定に必要な国保事業費納付金(以下「納付金」という。)の算定に当たって、医療費水準をどの程度反映するか(α をどのように設定するか)
- ・ 各市町の所得のシェアを各市町の納付金にどの程度反映するか(β をどのように設定するか)
- ・ 賦課限度額をどのように設定するか

等について定めることが考えられ、標準保険税率の算定に当たって必要な国保事業費納付金の算定に関連する項目(医療費水準をどの程度反映するか、各市町の所得のシェアを各市町の納付金にどの程度反映するか等)についてもあわせて定めることが考えられる。

国保運営方針の主な記載事項(2)～(3)

(2) 市町における保険税の標準的な算定方法に関する事項(続き)

(標準的な収納率)

- 標準的な収納率の算定に当たっては、各市町の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準としつつ、かつ、低い収納率に合わせることなく、例えば、保険者規模別や市町別などにより適切に設定すること。

※ 各市町が目指すべき収納率目標については、これとは別に定める必要があることに留意。

(3) 市町における保険税の徴収の適正な実施に関する事項

(収納対策)

- 県は、各市町における収納率を向上させる観点から、収納率目標を定めること。収納率目標の設定に当たっては、標準的な収納率や各市町の収納率の実態を踏まえつつ、かつ、低い収納率に合わせることなく、例えば、保険者規模別や市町別などにより適切に設定すること。
- 収納率が低く、収納不足が生じている市町は、収納不足についての要因分析、必要な対策の整理を行うこと。これを踏まえ、県は、収納対策の強化に資する取組を定めること。

※ 収納対策の強化に資する取組としては、例えば、収納担当職員に対する研修会の実施、徴収アドバイザーの派遣、複数の自治体による滞納整理事務の共同実施への支援等がある。

国保運営方針の主な記載事項(4)～(6)

(4)市町における保険給付の適正な実施に関する事項

(県による保険給付の点検、事後調整)

- 平成30年度以降、県は、広域的又は専門的な見地から、法第75条の3等の規定に基づく市町が行った保険給付の点検等(例えば海外療養費等)や、法第65条第4項に基づき、市町の委託を受けて行う不正請求等に係る費用返還を求める等の取組を行うことも可能となるため、こうした取組の具体的内容について定めること。

(その他の保険給付の適正な実施に関する取組)

- 療養費の支給の適正化、レセプト点検の充実強化、第三者求償や過誤調整等の取組強化、高額療養費の多数回該当の取扱い等の保険給付の適正な実施に関する取組について定めること。

(5)医療に要する費用の適正化の取組に関する事項

(医療費の適正化に向けた取組)

- 取組の進んでいる市町の好事例の横展開等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。
また、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルにより、効果的・効率的に保健事業を実施すること。

(医療費適正化計画との関係)

- 医療費の適正化に関する事項を定めるに当たっては、県医療費適正化計画に定められた取組の内容との整合を図るとともに、その内容のうち保険者として取り組む内容は、国保運営方針にも盛り込むこと。

(6)市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

(広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組)

- 県は、市町の意向・要望を聴取した上で、市町が担う事務の共通化、収納対策や医療費適正化対策の共同実施、職員に対する研修会の実施等の取組を定めること。

国保運営方針の主な記載事項(7)～(8)

(7) 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

(保健医療サービス・福祉サービス等との連携)

- 県は、従来から広域的な立場から医療提供体制の確保や、保健医療サービス、福祉サービスなどを推進する上で役割を果たしてきており、今回、国保の財政運営の責任主体として保険者の役割を担うことで、医療はもちろんのこと、保健・福祉全般にわたって目配りをしながら施策を推進することが可能となる。
- このため、県は、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意し、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的連携に関する取組を定めること。

(8) 上記(2)～(7)に掲げる事項の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項

- 連携会議の開催、連携会議の中で必要に応じて開かれる作業部会の開催、収納対策や医療費適正化対策、保健事業に関する研修会の実施など、関係市町相互間の連絡・調整を行うための措置を定めること。
- 日頃からこのような関係市町相互間の連絡調整体制を確保し、国保運営方針の実施状況の定期的な検証や見直しを行うこと。

記載事項

(1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

赤字解消・削減の取組、目標年次等

ポイント 本県は累積赤字のある市町割合全国ワースト1（65%）

新制度（平成30年度以降）において発生する決算補填等を目的とする一般会計繰入や新たに発生する前年度繰上充用については、赤字解消・削減の取組及び目標年次に係る県の全体的な方向性を記載する。

※目標年次は記載しない（運営方針とは別に各市町の目標年次等を設定する）

（理由）各市町における目標年次の設定の要否が年度単位で変動することも考えられるため。

現行制度（平成29年度まで）における累積赤字の解消については、運営方針において、赤字解消・削減の取組及び目標年次に係る県の全体的な方向性並びに各市町の目標年次を記載する。

（理由）各市町における目標年次の設定の要否が年度単位で変動しないと考えられるため。

上記内容に加え、県から市町への交付金を活用した赤字解消・削減の取組促進策を検討中

【取組促進策の具体的イメージ】

赤字解消・削減を計画的に実施している市町（黒字運営の市町を含む）に対して県交付金の配分調整などを実施

記載事項

(2) 市町における保険税の標準的な算定方法に関する事項

標準的な収納率（予定収納率）

- ポイント 1 県は平成30年度から2種類の市町標準保険税率を算定
- ポイント 2 標準的な収納率（予定収納率）の高低が市町標準保険税率に影響

市町標準保険税率は2種類算定（「県の算定方式に基づくもの」及び「各市町の算定方式に基づくもの」）する必要があることから、それぞれの目的に合った標準的な収納率（予定収納率）を適用する。

◇市町標準保険税率（県の算定方式に基づくもの）

県の算定方式に基づく市町標準保険税率を算定する際に用いる標準的な収納率は県内一律94%とする。

（理由）一律の収納率を用いることで、収納率の違いによる影響を除いた市町比較を可能とする。

収納率と必要賦課額の関係

主に医療費に連動

	保険税で賄う必要のある金額(a)	標準的な収納率 (予定収納率)	(a)を確保するための必要賦課額	備 考
X市	20億円	94%	21.28億円	
		93%	21.51億円	収納率94%との比較上、必要賦課額の増加に伴い、税率(額)が上昇。

記載事項

(2) 市町における保険税の標準的な算定方法に関する事項（続き）

◇市町標準保険税率（各市町の算定方式に基づくもの）

各市町の算定基準に基づく標準保険税率を算定する際に用いる標準的な収納率は、医療分、後期分及び介護分についてそれぞれ、各市町の過去3か年分実績の平均値を用いることとする。

ただし、市町の申し出る収納率を用いることも可能な仕組みとする。

その場合の収納率の下限は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| ・前年度に運営方針に設定する収納率目標を達成している市町 | 運営方針に設定する収納率目標 |
| ・前年度に運営方針に設定する収納率目標を達成していない市町 | 過去3か年分実績の平均値 |

(理由) 各市町算定基準に基づく標準保険税率は、過去の収納率実績等を用いることで、市町が保険税率を決定する際の参考となるものとする。

市町が適用できる標準的な収納率例（被保険者数5万人以上のX市、Y市のケース）

例1) 収納率目標94%を達成しているX市（過去3か年平均収納率96.5%）の場合

- ・申し出のない場合 96.5%
- ・申し出のある場合 94%以上の収納率で申し出のあった率

例2) 収納率目標94%を達成していないY市（過去3か年平均収納率92.8%）の場合

- ・申し出のない場合 92.8%
- ・申し出のある場合 92.8%以上の収納率で申し出のあった率

上記により、県が算定する標準保険税率を下げる（被保険者負担を軽減する）目的でより高い収納率を用いることが可能となる。

また、例1の場合、歳入欠陥（不足）を防ぐ目的で過去3か年平均収納率よりも低い収納率を用いることも可能となる。